

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成29年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次

告 示

○水域利用調整区域の指定	(危機対策課)	43
○特定調達契約に係る資格に関する公示	(情報政策課)	45
○特定調達契約に係る入札の公告	(情報政策課)	45
○家畜伝染病検査の命令	(畜産振興課)	46
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農業施設管理課)	49
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出	(農業施設管理課)	49
○土地改良区の役員の住所変更の届出	(農業施設管理課)	49
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	49
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課)	49
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	50
○森林法による通知に代える公示(2件)	(治山課)	50
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課)	51
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等	(維持管理防災課)	51
○土砂災害警戒区域の指定	(維持管理防災課)	51
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課)	52

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告	53
○特定調達契約に係る落札者等の公示	56
○特定調達契約に係る入札の公告	56

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	58
-------------------	----

告 示

北海道告示第396号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例(平成15年北海道条例第35号)第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則(平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。)第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線(以下「基線1」という。)と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年7月1日から同年8月20日まで

2 おたるドリムビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線(以下「基線2」という。)と海岸線が交差する地点から新川河川方向へ海岸線に沿い100mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年6月24日から同年8月31日まで

3 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定さ

れる浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線(以下「基線3-1」という。)と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

(B点) A点から基線3-1に平行する直線上の沖合方向170mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目51番8西端境界線の北西方向延長線(以下「基線3-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向210mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年7月1日から同年8月31日まで

4 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下「基線4-1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4-1上で、A点から沖合方向210mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線(以下「基線4-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線4-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年6月24日から同年8月31日まで

5 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びE点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線(以下「基線5」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線5上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) A点から小樽市街地方方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線5に平行する直線上の沖合230mの地点

(E点) D点とB点を結ぶ線上で、D点からB点方向へ50mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年7月1日から同年8月27日まで

6 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びM点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線(以下「基線6-1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下「基線6-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線6-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下「基線6-3」という。)と海岸線が交差する地点

(F点) 基線6-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線6-2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線6-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下「基線6-4」という。)と海岸線が交差する地点

(J点) 基線6-4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線6-1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年7月14日から同年8月31日まで

7 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線7」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い70mの地点

(B点) A点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点

(C点) 基線7と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点

(D点) C点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点

(E点) C点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに380mの地点

(F点) E点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成29年7月21日から同年8月16日まで

北海道告示第397号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成29年6月23日（金）に一般競争入札の公告を行う道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借契約

(2) 資格 道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 LAN機器の賃貸借

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 平成29年6月1日現在において、引き続き2年以上物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年6月23日（金）から同年7月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5172

北海道告示第398号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成29年北海道告示第397号に規定する道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）賃貸借の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）
- (2) 入札日時 平成29年8月3日（木）午前10時（送付による場合は、同年7月31日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5172

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 3, 2017
 (If mailed, bid must arrive no later than July 31, 2017)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5172

北海道告示第399号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蝕病の予防のための検査を受けることを命ずる。
 平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

腐蝕病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
夕張市	平成29年7月18日から同年9月29日まで
岩見沢市	同
美唄市	同
芦別市	同
赤平市	同
三笠市	同
滝川市	同

砂川市 同
 歌志内市 同
 深川市 同
 南幌町 同
 奈井江町 同
 上砂川町 同
 由仁町 同
 長沼町 同
 栗山町 同
 月形町 同
 浦臼町 同
 新十津川町 同
 妹背牛町 同
 秩父別町 同
 雨竜町 同
 北竜町 同
 沼田町 同
 江別市 平成29年7月3日から同年10月31日まで
 千歳市 同
 恵庭市 同
 石狩市 同
 当別町 同
 新篠津村 同
 小樽市 平成29年7月18日から同年10月31日まで
 島牧村 同
 寿都町 同
 黒松内町 同
 蘭越町 同
 二七コ町 同
 真狩村 同
 留寿都村 同
 喜茂別町 同
 京極町 同
 倶知安町 同
 共和町 同

岩内町 同
 泊村 同
 神恵内村 同
 積丹町 同
 古平町 同
 仁木町 同
 余市町 同
 赤井川村 同
 室蘭市 平成29年7月18日から同年9月29日まで
 苫小牧市 同
 登別市 同
 伊達市 同
 豊浦町 同
 壮瞥町 同
 白老町 同
 厚真町 同
 洞爺湖町 同
 安平町 同
 むかわ町 同
 日高町 平成29年8月1日から同年9月20日まで
 平取町 同
 新冠町 同
 浦河町 同
 新ひだか町 同
 函館市 平成29年7月18日から同年9月15日まで
 北斗市 同
 松前町 同
 福島町 同
 知内町 同
 木古内町 同
 七飯町 同
 鹿部町 同
 森町 同
 八雲町 同
 長万部町 同

今金町	平成29年8月1日から同年9月29日まで
せたな町	同
旭川市	平成29年7月24日から同年10月13日まで
名寄市	同
富良野市	同
士別市	同
鷹栖町	同
東神楽町	同
当麻町	同
比布町	同
愛別町	同
上川町	同
東川町	同
美瑛町	同
上富良野町	同
中富良野町	同
南富良野町	同
占冠村	同
和寒町	同
剣淵町	同
下川町	同
美深町	同
音威子府村	同
中川町	同
幌加内町	同
留萌市	平成29年8月7日から同年9月29日まで
増毛町	同
小平町	同
苦前町	同
羽幌町	同
初山別村	同
遠別町	同
天塩町	同
稚内市	平成29年8月7日から同年9月27日まで
猿払村	同

浜頓別町	同
中頓別町	同
枝幸町	同
豊富町	同
幌延町	同
北見市	平成29年7月1日から同年9月30日まで
網走市	同
紋別市	同
大空町	同
美幌町	同
津別町	同
斜里町	同
清里町	同
小清水町	同
訓子府町	同
置戸町	同
佐呂間町	同
遠軽町	同
湧別町	同
滝上町	同
興部町	同
西興部村	同
雄武町	同
帯広市	平成29年8月1日から同年9月29日まで
音更町	同
士幌町	同
上士幌町	同
鹿追町	同
新得町	同
清水町	同
芽室町	同
中札内村	同
更別村	同
大樹町	同
広尾町	同

幕別町 同
 池田町 同
 豊頃町 同
 本別町 同
 足寄町 同
 陸別町 同
 浦幌町 同
 釧路市 平成29年7月19日から同年9月15日まで
 釧路町 同
 厚岸町 同
 浜中町 同
 標茶町 同
 弟子屈町 同
 鶴居村 同
 白糠町 同
 根室市 平成29年7月14日から同年10月15日まで
 別海町 同
 中標津町 同
 標津町 同
 羅臼町 同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 - (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、旭川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成28.11.24	理 事	稲場 実利	旭川市西神楽2線20号431番地の1
退任	平成28.10.26	理 事	賀好 洋一	旭川市西神楽3線18号326番地の19

北海道告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事	氏名	住 所
就任	平成29. 3.17	理 事	佐藤 隆	旭川市西神楽3線22号527番地の1
退任	平成28.10.26	理 事	賀好 洋一	同 西神楽3線18号326番地の19

北海道告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があった。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・監事の別	氏名	住 所
		変 更 前 変 更 後
監 事	齋藤 完	余市郡仁木町銀山2丁目457番地1 ほたる4 3号室 余市郡仁木町長沢南471番地

北海道告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成29. 6.12	江丹別土地改良区
平成29. 6.15	月形土地改良区

北海道告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
神竜土地改良区	神竜頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
浦河町土地改良区	東町頭首工	同

同 ベッチャリ頭首工 同

北海道告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年6月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
上居辺第2	農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成	北海道十勝総合振興局
かなやま湖畔	農業用道路、客土、暗渠排水、鳥獣進入防止施設、農用地改良保全	北海道上川総合振興局

北海道告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松前町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第363号
- (2) 所在が不明な者 原田 勤、菅原 愛子、菅原 美智枝、菅原 喜美世、菅原 智宏、馬狩 与一、大村 忠一、佐藤 正繁、小山 定雄、山本 友子、八田井 武雄、北山 実、浮田 貞男

- (3) 掲 示 場 所 留萌市役所
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第363号
- (2) 所在が不明な者 森田 智樹、松谷 勇、藤田 京子、瀬川 秀雄、長内 勝美、
長内 美津子、瀬川 タカ、瀬川 正恵、川代 ケイ、荒関 ユ
キエ、太田 勝巳、太田 篤子、太田 勝哉、佐藤 代三郎
- (3) 掲 示 場 所 小平町役場

北海道告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第386号
- (2) 所在が不明な者 古川 勉、佐藤 ツゲ、金澤 ミツ
- (3) 掲 示 場 所 函館市役所
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第386号
- (2) 所在が不明な者 佐野 昇
- (3) 掲 示 場 所 森町役場

北海道告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 路の台朱鞠内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
雨竜郡幌加内町字路の台国有林空知森林管理 署北空知支署379林班い小班地先から	前	11.01mから 13.50mまで	27.73m	—
同郡幌加内町字路の台国有林空知森林管理署 北空知支署379林班い小班地先まで	後	11.01mから 19.45mまで	27.73m	—

北海道告示第410号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。
平成29年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川渚滑川水系渚滑古川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成29年6月23日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 (左岸)紋別市渚滑町西221番2地先から同221番1地
先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1,758.99㎡

北海道告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
屋敷川（I-12-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町蘭越町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
蘭越第一川（I-12-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町蘭越町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
太田の沢川（I-12-0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町蘭越町、蘭越町字大谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越湯里1（I-1-427-964）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字湯里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越湯里2（I-1-428-965）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字湯里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越蘭越町（I-1-433-970）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町蘭越町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越港町3（I-1-435-972）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越港町5（I-1-437-974）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
蘭越港町6（I-1-438-975）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
昆布温泉2の沢川（I-12-0050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町字湯里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸山の沢川（II-12-0190）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供
する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成29年6月23日

北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ア 名 称 道道泊共和線交付金（国富1号トンネル）工事
イ 数 量 工事延長L=1,446m 工事幅員W=8.0m
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成31年10月30日まで
- (4) 履 行 場 所 岩内郡共和町
- (5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案」とい
う。）を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して
落札者を決定する標準型総合評価落札方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確
実性について審査を行う確実性審査総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104
号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム
（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用
して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入
札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担
行為担当者の承認を得て紙により入札に参加（以下「紙参加」という。）することがで
きる。

- (2) 電子入札システムに障害等が発生し、電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変
更する場合がある。
 - (3) 電子入札システム運用時間は、毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日
に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び
メンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
 - (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。
- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件
ア 発注工事に対応する平成29年北海道告示第16号に規定する一般土木工事の資格及び
建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有す
ること。
イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競
争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者で
あること。
ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。
エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点
以上であること。
オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生
法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者につい
ては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
キ 過去20年間（平成9年度以降）に、NATM工法による内空断面積40㎡以上かつ施
工延長500m以上及び吹付断熱材による凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として
施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は、2社以上が満たす
こととする。
ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
ケ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年
以上の単体企業又は協業組合であること。
コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しく
は人的関係がないこと。
サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又
は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参

加する者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ウ 入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案を行うこと。
- エ 各構成員の出費比率は、均等割の10分の6以上であること。
- オ 構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がA等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員の1社以上がA1に区分されていること。
- カ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上で最大の施工能力を有する者であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙参加する場合は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(4) 電子入札システムによる提出期間

平成29年6月23日（金）午前9時から同年7月14日（金）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

(5) 紙による提出期間等

- ア 提出期間 平成29年6月23日（金）から同年7月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 小樽市奥沢1丁目21-1
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
- ウ 提出方法 持参又は送付により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「申請書等」という。）を紙により提出しなければならない。

(1) 提出期間 平成29年6月23日（金）から同年7月4日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

なお、申請書等提出期限の日以降、申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の決定及び競争参加資格確認申請を行う場合においては、平成29年7月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

また、なお書きの申請に係る申請書等の提出期限及び競争参加資格確認申請書等の提出期限は同日とする。

(2) 提出場所 4の(5)のイに同じ。

(3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成29年7月24日（月）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

なお、5の(1)のなお書きによる申請に係る審査については、平成29年8月4日（金）までに電子若しくは書面により通知する。

7 契約条項を示す場所

4の(5)のイに同じ。

8 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

平成29年9月15日（金）午前9時から同月20日（水）午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「道道泊共和線交付金（国富1号トンネル）工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

(3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出

すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

また、重点的な監督業務の該当工事となった場合、下請状況等調査及び安全パトロールを実施し、その結果を工事施行成績に反映することとする。

- (4) 開 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21-1
北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階会議室
- (5) 開 札 日 時 平成29年9月21日(木)午前9時30分

9 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 契 約 保 証 金

契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 同 種 工 事 の 調 達 に 関 す る 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

12 入 札 説 明 書 等 の 交 付 に 関 す る 事 項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

- (1) 交 付 期 間 平成29年6月23日(金)から同年7月14日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成29年6月23日(金)午前9時から同年7月14日(金)午後5時まで(日曜日及び土曜日を含む。)とする。
- (2) 交 付 場 所 4の(5)のイに同じ。
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。
「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)
- (3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

- (4) 費 用 無料とする。

13 送 付 に よ る 入 札 認 め る。

14 落 札 者 の 決 定 方 法 等

- (1) 入札参加資格を有するものと認められた者は、入札説明書に添付の「標準型総合評価落札方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。
- (2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札説明書に添付の「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、標準案の内容を全て満たしていること。

- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落 札 者 と 契 約 を 行 わ ない 場 合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

16 契 約 書 作 成 の 要 否

必要とする。

17 予 定 価 格 等

- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

18 そ の 他

- (1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。
- (2) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (3) 開札の時(落札者の決定前まで)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 入 札 書 記 載 金 額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する

額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。

(7) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。

(8) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。

また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

(9) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
イ 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21-1
ウ 電 話 0134-25-2154又は0134-25-2165

(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(11) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(12) この入札の執行は、公開する。

(13) 詳細は、入札説明書による。

19 Summary

A Subject matter of the contract : Construction work of Hokkaido road Tomari Kyowa Line Grants Local road (Kunitomi-1 gou Tunnel) L=1,466m W=8.0m

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., September 21, 2017

C Contact point for the notice : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2154 or 0134-25-2165

北海道渡島総合振興局告示第90号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年6月23日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車（貨物兼乗用自動車） 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）

2 落札を決定した日

平成29年6月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 函館日産自動車株式会社

(2) 住 所 函館市石川町60番地

4 落札金額

1,227,220円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年4月28日付け北海道渡島総合振興局告示第64号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第101号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年6月23日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台

イ ロータリ除雪車（1.3m/700t） 1台

ウ 凍結防止剤散布車（乾式4.0m級） 1台

エ ロータリ除雪車（1.5m/800t） 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成30年3月20日(火)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入(土木建設機械器具)の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入(製造)実績等があることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) この入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年6月23日(金)から同年7月25日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階
会議・入札室(送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川

市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 平成29年8月4日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月3日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ(<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-4908

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

a Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1

b Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1

c Truck Mounted Spreader (dry spreading type / 4.0 cubic meters) Quantity 1

d Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 4, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 3, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional

Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa
General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome,
Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成29年6月23日

北海道教育庁渡島教育局長 河 原 範 毅

1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式

(2) 落札を決定した日

平成29年6月12日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 函東工業株式会社

イ 住 所 函館市浅野町3番11号

(4) 落札金額

9,180,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成29年4月28日付け北海道教育庁渡島教育局告示第39号

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成29年6月12日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 函東工業株式会社

イ 住 所 函館市浅野町3番11号

(4) 随意契約に係る契約金額

114,372,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号